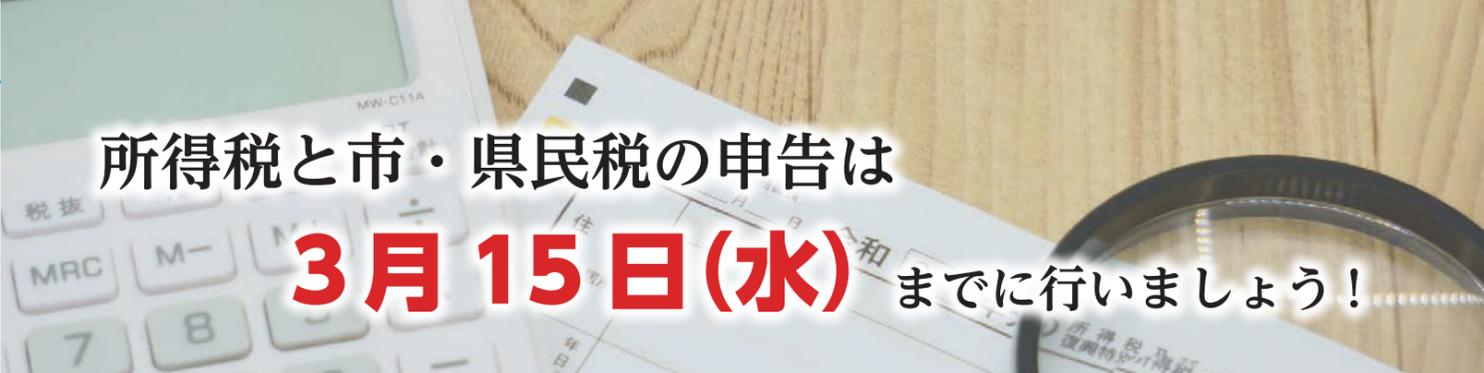


▼ **所得税の確定申告が必要な人**

- 事業所得（農業所得など）や不動産所得などがある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人
- 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 給与所得のある人で、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 2カ所以上から給与を受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 年金所得のある人で、確定申告をすることにより所得税が加算して課税される人 など

▼ **市・県民税の申告が必要な人**

- 令和5年1月1日現在あわら市に住居登録のある人は、所得の有無にかかわらず市・県民税の申告が必要です。ただし、次に該当する人は申告する必要はありません。
- 所得税の確定申告をする人
 - 給与所得、年金所得のみの人で、その支払者から支払報告書が提出されている人
 - 控除対象配偶者または扶養親族として扶養控除の対象にされている人で、所得のない人



所得税と市・県民税の申告は **3月15日(水)**までに行いましょう！

令和4年分の所得税と市・県民税の申告相談は、2月16日(木)から3月15日(水)までです。(土・日・祝日は除く。) 期間中、次のとおり申告相談窓口を設けますので、期限までに申告してください。

■ **問合せ** 税務課 市民税G ☎ 73-8011

申告相談に必要なもの (主なもの)

■ **マイナンバーカード**

- ※ 持っていない人は、通知カードと運転免許証または保険証などの本人確認書類を持参してください。
- ※ 扶養親族、事業専従者のマイナンバーが分かるものを持参してください。

■ **給与や公的年金などの源泉徴収票**

- ※ 令和4年の収入分の全てをご用意ください。

■ **収支内訳書(事業所得(農業など)や不動産所得がある人)**

- ※ 必ず記載してから確定申告をしてください。

■ **医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人)**

- ※ 医療費控除を受けるには、人ごとかつ医療機関ごとに金額を集計した明細書が必要です。必ず事前に整理し、金額を記載したものを持参してください。

■ **社会保険料(国民年金保険料など)や生命保険料・地震保険料などの控除証明書**

■ **介護保険による障害者控除対象者認定書(該当する人)**

■ **申告者本人の金融機関の口座番号(所得税の還付申告をする人)**

税務署からのお知らせ

◆ **確定申告相談会場ではスマートフォンによる申告書作成を行っています！**

三国税務署では、2月16日(木)から3月15日(水)までの平日に確定申告会場を開設し、スマートフォンによる申告書作成指導を行います。

確定申告会場の混雑緩和のため、入場の際に「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場当日分を配付するほか、国税庁のLINEアカウントでのオンライン事前発行も行っています。なお、入場整理券の配付枚数には限りがありますので、2月中の申告相談をお勧めします。

※ ご自身で作成された還付申告書は1月から受け付けています。

◆ **申告相談は国税庁ホームページまたはお電話で！**

1月13日(金)から3月15日(水)までの期間中、「確定申告コールセンター」で、所得税や復興特別所得税、消費税、地方消費税、贈与税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。三国税務署に電話(☎81-3211)し、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

申告書の作成でお困りのときは、国税庁ホームページ「税務相談チャットボット」にご相談ください。質問を入力していただければ、AIを活用した「税務署員ふたば」がお答えします。

◆ **感染リスク軽減のため「ご自宅からe-Tax」をご利用ください！**

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力するだけで、所得税や消費税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書などが作成できます。

◆ **スマホで確定申告**

- ① 会社にお勤めなどで給与所得がある人
 - ② 年金収入や副業などの雑所得がある人
 - ③ 一時所得がある人
 - ④ 特定口座での株式譲渡などがある人
- などは、お手持ちのスマホでの申告が便利です。
- ※ 作成した申告書などのデータについては「マイナンバーカード」もしくは「税務署発行のID・パスワード」をお持ちの人は、そのままe-Taxを利用して税務署に申告することができます。なお、ご自宅のプリンターで印刷後、郵送での提出も可能です。



▲ スマホでの申告はこちらから

問合せ 三国税務署 ☎ 81-3211 (自動音声案内)

【相談会場】

会場	受付期間	申告内容
三国税務署	2月16日(木)～3月15日(水) (平日のみ)	確定申告
福井税務署 (閉庁日対応会場)	2月19日(日)、2月26日(日)	
あわら市役所 1階 会議室	2月16日(木)～3月15日(水) (平日のみ) 午前の部 9時～(受け付けは11時30分まで) 午後の部 13時～(受け付けは16時まで)	市・県民税申告 確定申告 ※ 内容によって、三国税務署での申告をお願いする場合があります。

【市役所会場 地区別相談日程】

感染拡大防止と混雑緩和のため、次の日程に合わせて申告するようご協力ください。

とき	対象地区
2月16日(木)	轟木・新田・東善寺・谷畠・上番・根上り・仏徳寺・中番
17日(金)	新・古・東・六日・旭・新富・天王・水口・十日・脇出・上八日・八日・下八日
20日(月)	下番・玉木・河間・宮前公文・北本堂・角屋・中浜
21日(火)	坂ノ下・稲荷山・千束・新用・馬場・春日・榛ノ木原・中央・北稲越
22日(水)	向ヶ丘・若葉台・桜ヶ丘・新みどり・東山・後山・清滝・鎌谷・栲・権世・権世市野々・吉崎地区
24日(金)	国影・井江葎・横垣・重義・番田・田中々・堀江十楽・布目・赤尾・富津
27日(月)	中川・東田中・瓜生・南疋田・北疋田・次郎丸・御簾尾・北野・北・前谷
28日(火)	伊井・古屋石塚・桑原・清間・矢地・菅野・南稲越・河原井手・池口
3月1日(水)	北潟東・北潟西・浜坂・波松・城・城新田・番堂野・十三
2日(木)	滝・青ノ木・宮谷・山室・高塚・清王・山西方寺・柿原・山十楽
3日(金)	坂口・蓮ヶ浦・細呂木・橋屋・樋山・指中・沢・嫁威・細呂木駅前・日の出
6日(月)	舟津・二面・牛山・松影・新成・宮王・桜
7日(火)	笹岡・熊坂・下金屋・畝市野々・牛ノ谷・上野・名泉郷
8日(水)	温泉地区・御鷹・光明・翠明・河水苑
9日(木)	全地区
15日(水)	

▼ **税務署での申告が必要な人**

以下に該当する人は、市役所の会場では相談に応じられません。税務署で確定申告をしてください。

- 青色申告の人
- 雑損控除を受ける人
- 給与収入2,000万円以上の人
- 住宅ローン控除(初年度)の申告がある人
- 土地や建物、株式などを売却された所得(譲渡所得)がある人

感染拡大防止対策にご協力ください

- マスクの常時着用、出入り口での手指消毒をお願いします。
- 発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は、地区別相談日程にかかわらず、日を改めてお越しください。
- 会場には、必要最少限の人数でお越しください。

